



【マイナポイント第2弾】

●対象者とポイント付与数・申込期間

マイナポイント第2弾対象者	ポイント付与数	付与方式	ポイントの申込期間
①カード新規取得者等 （※1）	最大5,000円相当	プレミアム方式（※2） ポイント付与25%	令和4年1月～ 令和5年2月末
②健康保険証利用申込	各7,500円相当	直接付与方式	令和4年6月30日～ 令和5年2月末
③公金受取口座登録			

※1 マイナンバーカードの既取得者のうち、マイナポイント第1弾の未申込者を含む。

※2 20,000円のチャージ又はお買い物に対し、最大5,000円相当のポイント付与。

①マイナンバーカード

・住民誰もが無料で取得できる公的な顔写真付き本人確認書類であると同時に、オンラインでも安全・確実に本人確認を行える極めて高い認証強度を持ったデジタル社会の基盤となるツール

②健康保険証利用

・過去の薬剤情報や特定健診結果を医師等に共有することで、より良い医療を受けられるように
・高額療養費制度の限度額を超える支払が不要に
・マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除が簡単に

③公金受取口座登録

・預貯金口座をあらかじめ登録しておくことで緊急時の給付金や児童手当などの公的給付等の迅速かつ確実な支給が受けられるように

最大20,000円分をお好きなキャッシュレス決済サービスのポイントとして付与

マイナポイントの申込方法

- スマートフォン・・・「マイナポイントアプリ」をインストールし、アプリから申し込み。
- パソコン(対応するカードリーダーが必要です)・・・「マイナポイント申込みサイト」から申し込み。

マイナンバーカードの申請・マイナポイントの申込手続きをお手伝いします！

次の受付場所で、「申請・申込方法がわからない」「パソコンやスマートフォンをお持ちでない」という方のマイナンバーカードの申請や、マイナポイントの申込手続きをサポートいたします。

- 役場住民生活課窓口(受付時間：平日 8:30～17:15)
- ふるさと情報館「みなくる」(受付時間：土・日曜日 10:00～18:15)
※ふるさと情報館「みなくる」は、マイナンバーカードの申請サポートのみ

【必要なもの】

●マイナンバーカードの申請

1. 個人番号カード交付申請書
※ない場合でも対応可能です
2. 本人確認書類(運転免許証など)
3. 顔写真
※顔写真のない方は、写真撮影をサポートします

●マイナポイントの申込

1. マイナンバーカード
2. 利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)
3. 利用するキャッシュレス決済の「決済サービスID」及び「セキュリティコード」
4. 預金通帳など口座情報がわかるもの
5. 券面事項入力補助用の暗証番号(数字4桁)
※4と5は、公金受取口座登録をされる方

マイナンバーカードは暮らしをもっと便利にします



マイナンバーカードは、対面でもオンラインでも安全・確実な本人確認ができるデジタル社会の基盤となるツールで、国では今年度末までに、ほぼ全国民に行き渡ることを目指しています。

鶴居村においては、現在約3割の取得率となっておりますので、ぜひマイナンバーカードの取得をご検討ください。

7月下旬から9月上旬にかけて、マイナンバーカードをまだお持ちでない方に、オンライン申請用QRコード付きの「マイナンバーカード交付申請書」(*)が順次送付されます。

この申請書は、国と地方公共団体が共同で運営する「地方公共団体情報システム機構」(J-LIS)から送付されます。マイナンバーカードは、郵送による申請のほか、スマートフォン等で申請書のQRコードを読み取って行うオンライン申請で簡単に作成することができます。

現在、最大2万円分のポイントがもらえる「マイナポイント第2弾」の申込受付が実施されています。「マイナポイント」の申込には、マイナンバーカードが必要で、今年9月末までにマイナンバーカードを申請された方が対象となりますので、お早目の申請がおすすめです。



※以下のような方には、申請書は送付されません。

- ①75歳以上の方で、令和2年度または令和3年度に後期高齢者医療広域連合からマイナンバーカード交付申請書が送付されている方
- ②令和4年1月1日以降に出生または国外から転入された方
(出生時または転入時に地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から、個人番号通知書等と一緒に交付申請書が送付されています。)
- ③在留期間の定めのある外国人住民の方
(地方出入国在留管理局でマイナンバーカードの交付申請などについてお知らせをしています。)
- ④配偶者からの暴力(DV)、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者として、住民票の住所と異なる居所情報を登録している方

マイナンバーカードの申請方法

●スマートフォンで申請

スマホで顔写真を撮影し、交付申請書のQRコードを読み取り、申請用WEBサイトの手順に従って申請します。

●郵便で申請

交付申請書に必要な事項を記入し、顔写真(最近6ヵ月以内に撮影されたもの、縦4.5cm×横3.5cmのサイズ)を貼って、同封された送付用封筒で郵送します。

●パソコンで申請

顔写真データを用意し、申請用WEBサイトにアクセスし、WEBサイトの手順に従って申請します。

(<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse-pc/>)

(交付申請書)

